

議案第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成27年2月26日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所
要の改正を行うため

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会委員長の項を削る。

(海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

第2条に次の1号を加える。

(3) 教育長 700,000円

(海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第3条 海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和32年条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。